

身体拘束適正化・虐待防止のための指針

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年 6 月 4 日に制定され、平成 24 年 10 月 1 日には障害者虐待防止法が施行されました。障害者虐待防止法において障害者虐待が禁止されていますが、障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、同法第 2 条第 7 項第 1 号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされています。これらの趣旨を鑑み、当法人では、利用者に対する虐待等の不適切支援について、防止策を講じることなど適切な対応を図り、利用者の権利利益を擁護することを目的として、以下に基本的指針を示すとともに取り組みを邁進して参ります。

1 身体拘束に関する考え方

身体拘束は利用者の生活・活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないサービスの提供に努めます。

緊急・やむを得ない場合の例外三原則

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わないサービスの提供をすることが原則である。例外的に以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 身体拘束に関する基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常のサービス提供における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- 1 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- 2 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- 3 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会において検討する。
- 5 やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

3 身体拘束等発生時の対応に関する基本指針

やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各部門の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し十分な理解が得られるように努める。

個別支援計画に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

記録用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 車椅子やベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開ける事のできない居室に隔離する。

4 虐待防止に関する考え方

虐待は身体的な虐待だけでなく幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や言動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた意識を持ち、虐待をしないサービス提供を行う。

5 虐待防止に関する基本方針

(1) 虐待の禁止

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

※当法人においては利用者に対する上記の虐待を禁止する。上記の物以外にも、虐待と思われる「不適切な支援、ケア」を行わないこととする。

(2) 日常のサービス提供における留意事項

虐待防止のために、日常的に以下のことを取り組む。

- 1 暴力など明らかな虐待行為は犯罪であり、即時報告を行う。
- 2 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない。
- 3 一人で抱え込まず「チームケア」を行う。

6 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

また、事業所内で発生した虐待の報告方法に関して以下の手順に沿って実施します。

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、各部門管理者もしくは身体拘束・虐待防止委員会の責任者、更には、行政機関の担当窓口へ報告します。
- (2) 部門管理者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事

- 案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。

7 身体拘束・虐待防止に関する体制

(身体拘束適正化・虐待防止委員会の設置等)

- (1) 身体拘束等の適正化、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束・虐待防止委員会の責任者
合同会社 NORMAL LIFE 代表社員
身体拘束・虐待防止委員会の構成員
各部門管理者・各部門サービス提供責任者
- (3) 身体拘束適正化・虐待防止委員会の開催
年1回以上及び、その他必要な都度開催する。

8 身体拘束等の適正化・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止及び虐待防止に関して職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止・虐待防止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(研修会への参加や報告など)
- 研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

9 ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事業所内に掲示、ホームページに掲載し、ご利用者及びご家族等、すべての職員が閲覧可能とする。

10 本指針の改定は、必要に応じて委員会の責任者が行うものとする。

附則 本指針は、令和4年4月1日から施行する。